

役員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ダイバーシティ研究所（以下「この法人」という。）の定款に基づき、役員の職務権限を定め、一般財団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 役員は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 役員の職務権限

(代表理事及び理事)

第3条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。理事は、理事会を構成し、法令・定款及び理事会又は評議員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事)

第4条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会及び評議員会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、理事会及び評議員会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第3章 報酬の支払い

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等は、規定の報酬額を毎月 15 日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

2 常勤でない理事及び評議員に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

附 則

この規則は、令和7年 5月 30 日から施行する。（令和7年 5月 16日理事会決議及び令和7年 5月 30 日評議決議）